

に行く道路一〇〇米許の間を月影野といひ、その續き額谷との領境松原のある所を影休場といふた。長氏家臣堀内系譜に、永祿二年三月高尾城陥落の日、堀内大炊・左馬助月影野で防戦し、大炊は負傷、左馬助は戦歿したといふのはこゝである。

ツキガシラウリ 月頭賣 金澤筋邊橋に八右衛門といふ者があつたが、非田地の徒で、毎年曆を配付して錢を受けることを業とした。月頭賣といはれたものは是である。混見摘寫には、八右衛門の屋號を瀬領屋といひ、佐久間盛政時代の舞々大夫の裔であるとしてゐる。三州奇談にも、盛政の金澤御坊を攻めた時、城兵能く防戦したが、石川郡瀬領の呂民が盛政の軍に屬し、術策を以て小立野方面から之を陥落せしめた。盛政乃ちその功を賞し、城下に物を鬻ぐことを許したが、前田氏の時に及んで月頭を賣る者になつたと記してゐる。併し三州奇談の説は、著者堀妻水の架空の談かも知れない。龜尾記に、月頭といふ略

曆は、石川郡熊走に居た後藤兵衛が作り初めたと傳へる。正月二月と書いた上に、大小又は忌日などを記したから起つた名であるが、後に月の下に書くやうになつても、同じく月頭といふたのであると記する。

ツキガハラヤマ 月ヶ原山 石川郡倉谷の部落から東南方に當る山。高さ一一七〇米。地質石英粗面岩。

ツギガミシモ 繼上下 肩衣と普通の縞袴とを着用するを繼上下といひ、この場合の着付は兼房染紋付、又は色紋付の小袖であつた。繼上下は頭役以上の装束で、登城の際にも用ひたが禮服にはならなかつた。

身分一切に關する事務を一月毎に取纏めて處理する例で、その書類を月切物と名づけた。
ツキザキ 月崎 鳳至郡に屬する。長家家譜に天正六年八月長連龍が穴水城を乗取つた際、上杉氏の諸將と月崎・中居・強盜塚等に戦つたとある。この月崎は、天文元年七月の諸橋六郷南北棟敷注文にひら月崎と記されてゐるから、今の比良の事である。
ツキザキ 着崎 珠洲郡鶴洞の南に在る岬。貞享二年の書上に「廣國村加志波良比古神社往古當國へ降臨の時、海上より初めて御見付被成候島を見付の島と申、共より陸へ御着被遊候處を付崎と申候。」と見える。この地はもと鳥越の小字であつたが、今鶴洞に編入せられてゐる。
ツキジテイ 築地邸 明治元年十一月十五日加賀藩は、東京に於ける舊田安中納言の兩國川筋箱崎屋敷一萬五千坪を得んことを朝廷に請うたが許されず、十二月廿四日舊稻葉美濃守の木挽町築地の邸を家作と共に與へられた。これより築地の邸を上屋敷と呼んだが、十二月類焼したので、三年五月之を返上し、代りに相生橋邸を受けた。

ツキツ 月津 江沼郡濁回に屬する部落。越登賀三州志故墟考には、月津は槻津又は著津にも作り、古記に加州桃花島津と見えるのも恐らくは是であらうと記する。この月津は大聖寺藩の宿場として、傳馬を置かれてゐた。
ツキツグチ 月津口 江沼郡月津の入口をいふ。朝倉始末記に、「江沼郡は無事なりける所に、本覺寺・超勝寺以下能美・石川の一小一揆七千餘騎を引率して、永正三年八月十七日山

田の坊主・黒瀬覺道等を退治の爲寄せ来る由聞えければ、江沼郡の軍兵共月津口に馳せ向ひ云々」とある。
ツキツシン 月津新 江沼郡濁回に屬する月津の一部であるが、大聖寺藩では一村立として取扱つて居た。現時亦獨立部落とする。
ツキノキジヨウ 槻木城 鹿島郡に在つた。越登賀三州志故墟考に、弘治三年温井景隆等福水に陣し、麻ヶ嶺・石動山・槻木三堡を築いて七尾に抗した時、槻木には温井山城を置いたが、長續連謀を以て山城を銃死せしめ、三堡遂に陥つたとある。その位置は明らかでない。
ツキノワ 月の輪 藩政時代に、金澤新堂形附近ある多賀氏の邸前は廣い空地で、草原の中に蜘蛛の通路がある許りであつた。そのうちに井戸の周圍程の圓形の地があつて、夏の間も乾くことなかつたが、それを月の輪といふた。

ツキノワノワタリ 月の輪の渡 白山の尾添登山口なる北龍ヶ馬場から、道急に降つて大女岳の山裾を通ずる。之を月輪の渡といふて、それから山腹を登り盡くせば大女岳の頂上に達する。
ツキハシ 月橋 石川郡林郷に屬する部落。初めは槻橋と書いた。この村の道脇なる田の中に、長さ四米五、幅二米七、高さ三米許の大石があり、まねき石と名づける。
ツキハシジ 槻橋寺 白山記に「白山本宮云々、中ノ島居、槻橋寺中ト与公方境ニ立」とある。石川郡月橋村に、白山寺の末院槻橋寺があつたのであらう。

ツキハシシゲヨシ 槻橋重能 官地論長享二年高尾籠城の條に、槻橋近江守重能は富樫政親重代の侍であつたが、木越光徳寺の所縁であつたから、屢一揆方に招かれたけれども従はず、落城の際遂に切腹したことが記される。又家譜には、槻橋近江守は木越が女房の弟で、八歳の時から政親の近習に仕はれ、荒屋村を給はつたとある。
ツキハシジヨウ 月橋城 一に槻橋に作る。石川郡月橋村御藏山に在つて、前は鶴來往來に面し、後は鞍ヶ嶽に通ずる。文明中槻橋豊後守がこゝに居たのであらう。里人は之を槻橋木工兵衛第跡といふてゐる。
ツキハシヒヨウゴノジヨウ 槻橋兵庫允 ↓ツチムロ 土室。
ツキハシブゼンノカミ 槻橋豊前守 白山宮莊嚴講中記録文明六年七月廿六日の條に、富樫次郎政親と幸千代との争を記して、「次郎殿御方は山川三州・本折(入脱)道祖福殿以下國人槻橋豊前守、山内より十月十六日夜當山本院へ出張。」とあり、官地論の長享二年六月九日石川郡高尾落城の際切腹したものの、中に、槻橋豊前守がある。
ツキハナテン 月花傳 一册。俳人關更著。俳諧句作の法、風賦比興雅頌の六義を初め、堅題横題の法、切字、脇の附けやう、月花の古實などを詳かに論じたものである。
ツキバヤシジヨウ 月林城 越登賀三州志故墟考頭書の松任城主徳山五兵衛から横山藤左衛門といふ士に與へた感狀に「去朔日月林城被爲責候時進出合鏡、即敵打取之、無比類御事候。勝家被御覽、毎度忠節神妙之由被感御感候。就其爲加増百石令扶助。」とある。是は天正八年のことであらう。その他當時の軍